

令和3年度糸満市一般会計決算における「引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化」について

平成26年4月1日より消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
使途を明確化するため充当先を下記のとおり報告します。

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 722,799 千円

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 14,444,336 千円

単位：千円

款	項	目	充当事業経費 （決算額）	財源内訳					
				特定財源				一般財源	
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 （社会保障財源化分）	その他
3款 民生費	2項 児童福祉費	3目 児童福祉措置費	5,461,054	2,951,123	1,024,829	0	69,036	722,799	693,267